

第4節

日米防衛協力の強化に向けた取組

日米両国は、従来から、わが国を取り巻く安全保障環境などを踏まえて防衛協力を発展させてきた。

現在、日米の防衛協力は幅広い分野に拡大している。たとえば、従来から実施している共同訓練・演習の内容・規模の拡大、弾道ミサイル防衛におけるSM-3ブロックⅡAの共同開発や米軍TPY-2レーダーなどのわが国への配備、宇宙・サイバーといった新たな分野における戦略的政策協議の実施などである。また、日米2か国間の協力を豪州や韓国を加えた3か国協力を実施しているほか、国際平和協力活動や海賊対処活動などグローバルな安全保障環境の改

善のためにも米国と緊密に協力して活動を実施している。

参照▶ 2章5節1、3章5節2、Ⅲ部1章1節3・4、Ⅲ部2章2節1・2

本節では、このような幅広い日米防衛協力の中でも、現在の安全保障環境のすう勢を踏まえて日米間で精力的に取り組んでいる、事態発生前の平素からの取組の強化や、日米防衛協力の基本的な指針である「日米防衛協力のための指針」に関する研究・検討について説明するとともに、13（同25）年4月に実施された日米防衛相会談の概要について説明する。

第3章

日米安全保障体制の強化

1 日米防衛協力の強化に向けた平素からの取組

22大綱において、安全保障環境のすう勢を踏まえて、今後のわが国の防衛力について、「防衛力の存在」を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「防衛力の運用」に焦点を当てた「動的防衛力」を構築することとした。この考え方のもとで、防衛省・自衛隊としては、事態が発生する前から行う情報収集・警戒監視などの平素の活動を常時・継続的かつ戦略的に実施すること、突発的な事態にシームレスに（切れ目なく）対応すること、アジア・太平洋地域などにおける二国間、多国間での国際協力を重層的に実施することを重視して防衛力の運用を行っていくこととしている。

今後の日米防衛協力にあたっては、こうした考え方を適用し、①様々な事態に対して、事態発生後に受動的に対応するのではなく能動的に対応し、また、平素から緊急事態に至るまで迅速かつシームレスに協力すること、②平素から日米の部隊の活動レベルを向上させ、日米の意思や能力を明示し、抑止力、プレゼンスを強化すること、③日米韓、日米豪などの3か国間の防衛協力や、多国間の枠組の中での日米協力を含む重層的な防衛協力を推進すること、などによって、実効的な抑止と対処を確保するとともに、地域の安全保障環境の安定化を図る必要がある。

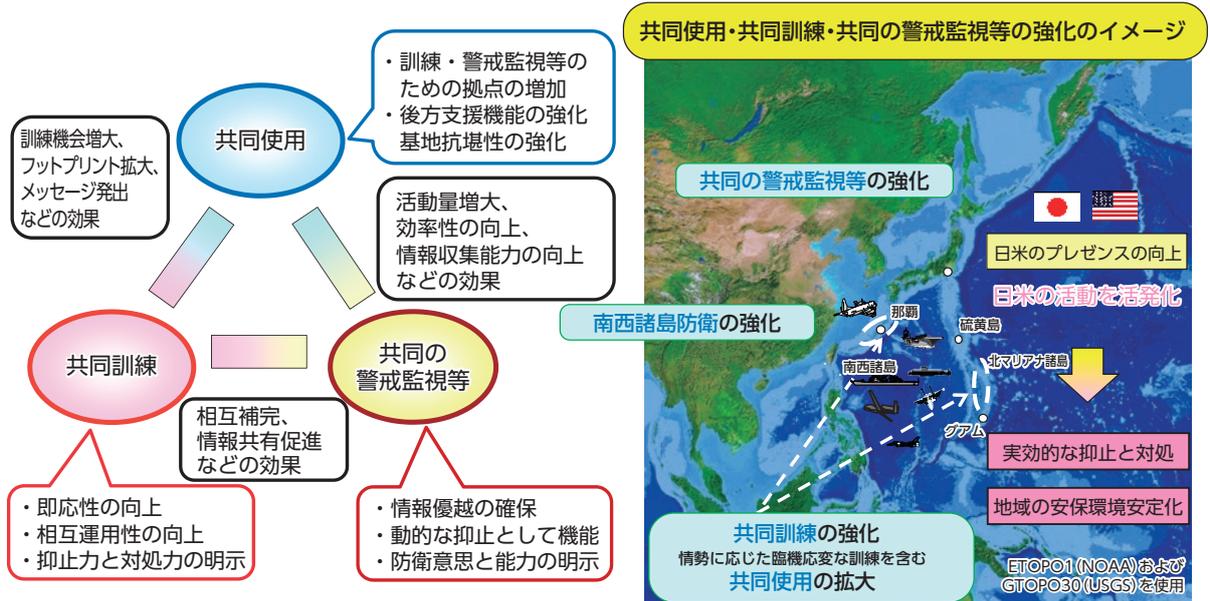
このような考え方を前提として、日米間では、平素からの協力の具体策の一つとして、共同訓練および共同の警戒監視活動などの拡大と、それらの活動の拠点となる両国

の施設の共同使用の拡大を検討しており、11（同23）年6月の「2+2」、12（同24）年8月、9月、本年4月の日米防衛相会談などの機会にこのことを確認している。

共同訓練の拡大は、平素からの共同活動を増大し、部隊の即応性、運用能力及び日米の相互運用性の向上をもたらす。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。共同の警戒監視活動などの拡大は、共同訓練の拡大と同様に、他国に対する情報優越を確保するのみならず、抑止の機能を果たすことになる。また、共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練の多様性・効率性を高め、警戒監視活動などの範囲や活動量を増やすこととなる。さらに、在日米軍の専用施設・区域を自衛隊が共同使用することで、地元負担の軽減にもつながるという効果も期待できる。

このように共同使用・共同訓練・共同の警戒監視活動等の3つの取組の相乗効果によって、日米の部隊運用の効率性、相互運用性・即応性・機動性・持続性などの一層の強化・向上が実現できる。（図表Ⅱ-3-4-1参照）

図表II-3-4-1 共同使用・共同訓練・共同の警戒監視等の強化のイメージ



こうした日米間の防衛協力について、そのあり方や内容は、これまで精力的に協議を実施しており、具体的な協力が進展しているところである。日米間での共同訓練の拡大については、陸上自衛隊は、これまでも島嶼部における対処能力の向上を目的として米海兵隊との実動訓練を行ってきたが、12（同24）年4月の「2+2」共同発表で示された日米の「動的防衛協力」の具体策の一つとなる訓練として、米国のグアム島、テニアン島などにおいて第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）との実動訓練を同年8月から9月にかけて初めて実施した。また、本年5月から6月にかけては、従来から米西海岸で実施されている米軍の統合訓練「ドーン・ブリッツ」に初めて自衛隊が参加し、初の海外における日米共同統合訓練として、米軍との連携および島嶼攻防対処にかかる一連の作戦行動の演習を行っている。

共同の警戒監視活動等については、日米両国の活動の効率および効果を高めるためには広くアジア・太平洋地域における情報収集、警戒監視活動等を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米の防衛当局間の課長級を代表者とするISR（情報収集・警戒監視・偵察）作業部会を13（同25）年2月に設立し、日米間での協力をさらに深めているところである。

施設・区域等の日米共同使用については、在日米軍再編として進められた12（同24）年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13（同25）年3月の陸自中央即応集団司令部の座間移転など着実に進展している。また、グアムおよび北マリアナ諸島連邦（テニアン島、パガン島など）における自衛隊および米軍が共同使用する施設としての訓練場の整備の検討を行っている。

2 「日米防衛協力のための指針」見直しへ向けた取組

第1節でも述べられている、現行のガイドラインは、冷戦の終結や北朝鮮危機、中台危機といった安全保障環境の変化を踏まえ、78（昭和53）年に策定された旧ガイドラインを見直す形で97（平成9）年に策定された。現行ガイドラインは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区別して規定し、

適時かつ適切に見直しを行うことが明示されている。

現行ガイドラインが策定されて以降、すでに15年以上が経過しており、わが国を取り巻く安全保障環境においては、周辺国の軍事活動などの活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、様々

コラム

米国における米海兵隊との
実動訓練（アイアン・フィスト13）に参加して西部方面普通科連隊 第2中隊 3等陸尉 狩生 尚人 かりゅう なおと

西部方面普通科連隊は、平成22年度から毎年、島嶼部の作戦における着上陸前後の陸・海・空自衛隊の統合火力の効果的な発揮を演練するため、米海兵隊と共同して実動訓練を行っています。

私の参加した訓練では、米海兵隊の火力誘導シミュレータ施設、広大な射爆撃場において、米海軍および米海兵隊が保有する航空、艦砲および砲迫火力の誘導要領を演練しました。

本訓練の特性は、地上、海上および航空火力を一つのチームで誘導するところにあります。私は、この訓練に参加して2回目ですが、米海兵隊から学ぶものは多く、実戦経験豊富な米海兵隊に感銘を受けています。

射撃目標の指示から普段は実施する機会のない空域統制まで、多くの知識と高い英語能力が求められ、大変な部分もありますが、その分充実感も得られます。

訓練には、連隊の81mm迫撃砲も参加しましたが、米海兵隊教官からは自衛隊の迫撃砲射撃は海兵隊に比べて非常に精度が良いとの評価を得ることができました。

この訓練は端緒にすぎたばかりであり、かつ、実弾射撃訓練の機会も少ないことから、経験豊富で恵まれた訓練環境を持つ米海兵隊との共同訓練には大きな意義があると感じています。今後も、米海兵隊から得た知識と技術をさらに向上できるよう日々訓練に励んで行きたいと思っています。



米海兵隊員が行う統合火力誘導の研修状況（筆者は左から1番目）

な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻化している。さらには、海賊対処活動、PKO、国際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバルな規模に拡大してきている。そのため、日米防衛協力のあり方を、これらの安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要が生じてきている。

これら安全保障環境の変化を背景として、12（同24）年8月の日米防衛相会談においては、「1997年の日米防衛協力のための指針（ガイドライン）について、策定から10年以上経た今日までの安全保障環境の変化や日米防衛協力のあり方も踏まえ、今後、研究・議論していくことが重要であることにつき、認識が一致」したところであり、同年9月の日米防衛相会談でも、その認識を再度確認しつつ、さらに、日米間で必要な研究・議論を行っていくことで一致した。12（同24）年9月には、防衛省内に「日米防衛協力のための指針の研究に関するプロジェクト・チーム」を立ち上げ、検討を行っている。さらには、12（同

24）年末に、「自衛隊の役割を強化し、抑止力を高めるため、日米防衛協力ガイドライン等の見直しを検討する」ことが安倍内閣総理大臣より小野寺防衛大臣に指示されている。また、13（同25）年2月の日米首脳会談においても、安全保障とアジア太平洋地域情勢についての意見交換がなされ、安倍内閣総理大臣からオバマ米大統領に対し「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力（RMC）



日米防衛相会談における森本防衛大臣（当時）とパネッタ米国防長官（当時）

の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい」旨述べられた。

現在は、具体的な防衛協力の前提となる日米の役割・任務・能力(RMC)の考え方や戦略的な環境認識について、日米間の審議官級協議を含む、様々なレベルで議論を進め

ているところである。また、防衛大綱の見直しの議論や来年に策定される予定の米国のQDRの議論などと密接に関連してくることから、これらもふまえながら、引き続き日米間で精力的に議論を行っていく。

解説

コラム

日米首脳会談 一日米同盟の一層の強化

13(平成25)年2月22日、訪米した安倍内閣総理大臣は、オバマ米大統領と約1時間45分にわたり日米首脳会談を行った。安全保障に関連する概要は以下のとおりである。

- 安倍内閣総理大臣より、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、わが国は米国とともに責任を果たす考えであり、防衛費の増額、防衛大綱の見直しなど、わが国自身の防衛力の強化に取り組んでおり、また、集団的自衛権についての検討を開始し、これらの取組を同盟強化に役立つものにしていく考えを説明した。また、日米安保体制の抑止力向上のため、幅広い分野で協力を進めていきたいと述べるとともに、安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい旨述べた。オバマ米大統領は、日米同盟は太平洋国家としての米国にとってもきわめて重要である旨述べ、同盟強化に向けた日本の取組を歓迎した。両首脳は、双方の防衛・外務閣僚に、「2+2」も活用し、安全保障上の重要課題をフォローアップするよう指示することで一致した。
- 安倍内閣総理大臣より、米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を実現していく旨述べた。両首脳は、また、普天間飛行場の移設および嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。
- 安倍内閣総理大臣より、宇宙・サイバーの分野で、日米の包括的対話を立ち上げることになったことを歓迎する旨述べた。
- 安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領は、北朝鮮の核・ミサイル活動も踏まえ、弾道ミサイル防衛協力を進め、米軍のTPY-2レーダー(いわゆるXバンド・レーダー)をわが国に追加配備する方針で一致した。



日米首脳会談における安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領
(13(平成25)年2月22日)【内閣広報室】

3 日米防衛相会談

13（同25）年4月29日、小野寺防衛大臣が訪米し、米国防省においてヘーゲル米国防長官との間で会談を行い、両国間の防衛協力や在日米軍の再編などについて幅広く意見交換を行った。

この中で、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官は、日米同盟が、我が国の安全と地域の安定の確保のために引き続き重要であることを確認するとともに、同年2月の日米首脳会談の成果を受け、日米の協力関係を新たな段階に高めていくことが重要であることで一致した。また、アジア太平洋地域の安全保障環境についての意見交換も行われ、北朝鮮情勢について、日米および日米韓で緊密に連携していくことが確認された。尖閣諸島については、小野寺防衛大臣から、わが国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかである旨のわが国の基本的立場を説明し、断固として領土・領海・領空を守り抜く覚悟である旨説明し、ヘーゲル米国防長官からは、同諸島に日米安保条約第5条が適用されること、同諸島をめぐる現状の変更を試みるいかなる力による一方的な行為にも反対する旨の発言があった。

日米防衛協力については、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官は、ガイドラインの見直し作業の前提となる両国間の戦略環境認識に関する議論が進展していることを歓迎するとともに、引き続き精力的に議論を行っていくことで一致したほか、ISR作業部会が設置され、日米共同の警戒監視活動等、平素からの協力に関する検討が進展していることを確認した。また、BMD用移動式レーダーのわが国への追加配備について意見交換を行った。

在日米軍再編については、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官は、普天間飛行場の移設に関する埋立申請及び嘉手納飛行場以南の土地の返還に関する統合計画の策定が沖縄の大きな負担軽減に向けた重要なステップであることを確認し、引き続き、在沖海兵隊のグアム移転の着実な進展を含め、日米双方が在日米軍の再編を着実に進めていくことで一致した。

また、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官は、年内の適切な時期に「2+2」会合を開催し、日米同盟の強化に向けた取組に関して議論を行う方針でも一致した。



日米防衛相会談における小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官